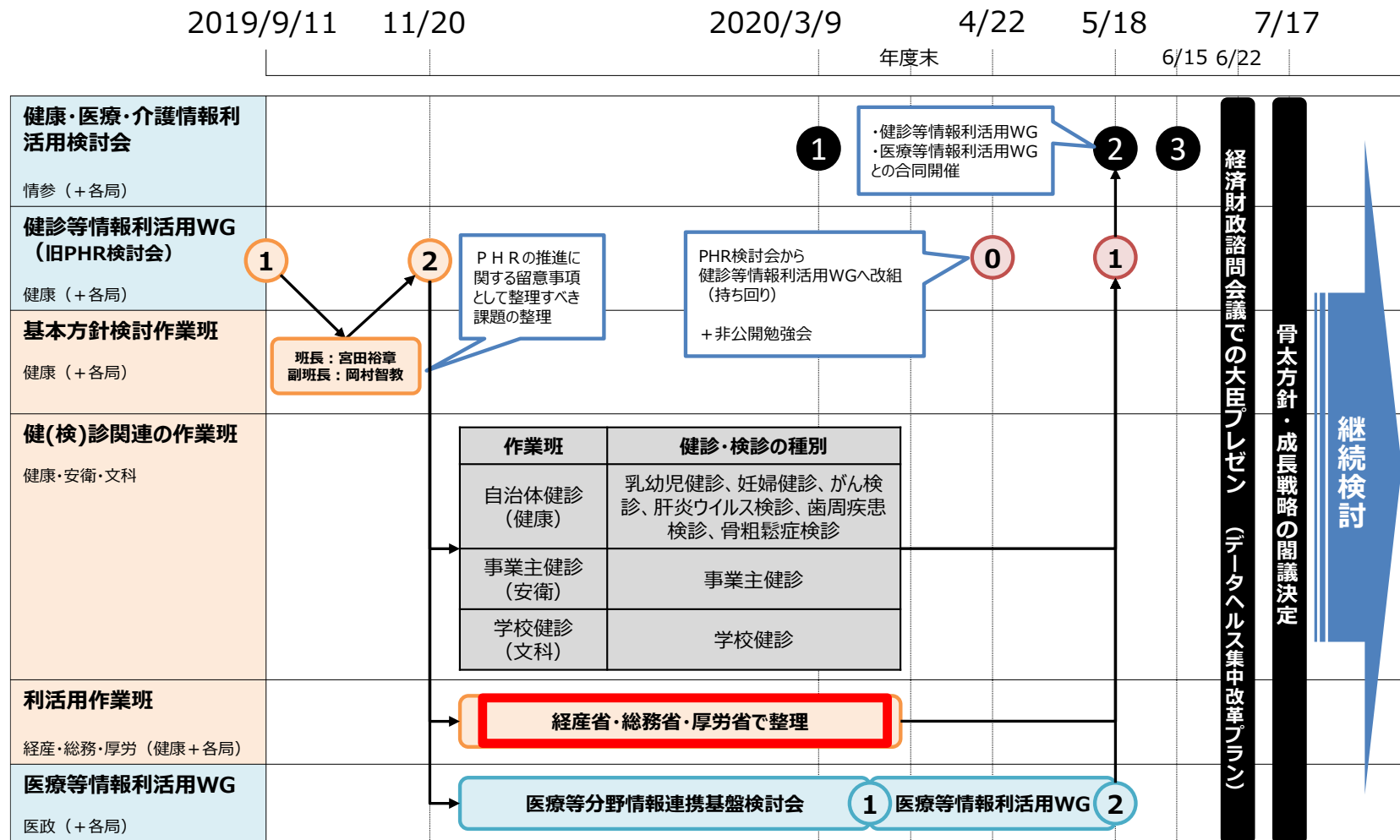


本作業班における検討の進め方

民間利活用作業班における検討状況

- 「国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会」（現「健診等情報利活用WG」）において、適切に民間PHRサービスが利活用されるための民間PHR事業者におけるルール整備等が必要であるとされたことを踏まえ、令和2年1月、上記検討会の下に「民間利活用作業班」を設置し、検討を行ってきた（総務省・経済産業省・厚生労働省の共同事務局）。
- 「情報セキュリティ、情報の相互運用性、サービスの安全性・有効性、個人情報の適切な取扱い」について、一定の方向性とルールの整備の必要性が整理された（令和2年4月、第3回作業班）。

国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会 開催経緯



民間PHRサービスに係る基本的な考え方（令和2年4月22日 民間利活用作業班）（抜粋）

3 民間PHR事業者に求められる事項

（1）情報セキュリティ

情報セキュリティについては、（中略）一定のルールを示した上で、事業者による団体等において、技術革新や個別事案等に即応すべく、当該ルールの機動的な運用及びメンテナンスをしていくことが望ましい。

（2）情報の相互運用性

利用者自身の保健医療情報については、（中略）政府で方向性を示した上で、事業者による団体等において実務的なルールの整備及びその機動的な運用・メンテナンスをしていくことが望ましい。

（3）サービスの安全性・有効性

生活習慣改善等に向けたリコメンド機能の安全性・有効性等については、（中略）事業者による団体等において、関係学会等の関連ガイドライン等との関係に留意しつつ、実務的なルールの整備及びその機動的な運用・メンテナンスをしていくことが望ましい。あわせて、適切な民間PHRサービスを評価・選択できるような仕組みの検討も必要である

（4）個人情報の適切な取扱い

個人情報の適切な取扱いについては、（中略）政府として一定のルールを示した上で、事業者による団体等において、社会情勢の変化、技術革新や個別事案等に即応すべく、当該ルールの機動的な運用及びメンテナンスをしていくことが望ましい。

4 適切な民間PHRサービスの普及に資する体制

「3 民間PHR事業者に求められる事項」に掲げた各事項について、社会情勢の変化、技術革新や個別事案等に応じて実務的なガイドラインを定め、機動的に運用及びメンテナンスをしていくために、医療従事者等の専門家や行政と連携し、事業者による団体等が立ち上げられることが望ましい。

- 「健診等情報利活用WG」では、「PHRの目指すべき姿」実現のために3つのステップによる環境整備が必要として示されており、そのうち、第2ステップとして「保健医療情報を適切かつ効果的に活用できる環境の整備」が示されているところ。
- 今年度の民間利活用作業班においては、この方針を踏まえて、「保健医療情報を適切かつ効果的に活用できる環境の整備」に必要な適切なルール/ルールの整備やルールの要件を満たしていることを証明するための仕組みなどについての検討を行う。

「保健医療情報を適切かつ効果的に活用できる環境の整備」の検討

適切なルール/ルールの要件を満たしていることを証明するための仕組み

- 今回検討の主たる対象については、マイナポータル「自己情報取得API」等を活用して取得される情報など、国民自身が自らの健康管理に積極的に活用することを想定して提供されるもの（以下「健診等情報」という）。
 - 健診等情報は、マイナポータルを介して提供される、予防接種歴（17年11月～）、乳幼児健診（20年6月～）、特定健診（21年3月～）、レセプト記載の薬剤情報（21年10月～）、自治体検診等の情報など、本人が閲覧・取得でき、自らの健康管理に積極的に活用することが求められている。
 - 特に、**特定健診情報**について、**本人によるマイナポータルを介した取得が21年3月から可能となるが、それに併せてマイナポータルAPI連携も進める必要があることから、事業者求められる要件等を速やかに検討する必要。**
- ⇒ **民間PHR事業者求められるマイナポータルAPI連携の基準も含め、健診等情報を取り扱う民間PHR事業者求められる要件を検討。**併せて、**当該要件を満たしていることを証明する仕組みを検討。**
- これらの検討の後、本人が日々計測するバイタル・健康情報等についても、その在り方や論点等について検討していく。

※ 医療機関等が保有する情報については、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等が既に存在しており、これらに基づき適切な対応が必要。

- 民間利活用作業班では、まずはマイナポータルとのAPI連携の基準を含む、健診等情報を取り扱う民間PHR事業者の基準の骨子案の取りまとめに向けて、2020年内に2回程度開催して所要の要件の検討等を行う。
- その後、「健診等情報利活用WG」での議論を踏まえ、健診等情報を取り扱う民間PHR事業者の基準の細目を検討するとともに、その他の民間PHRサービスの在り方についても検討を行う。
- なお、民間PHRサービスの利用状況等を把握するため、「利用者アンケート」を実施することを予定しており、民間利活用作業班においてもその実施と結果に対する助言・意見等をいただく。

2020年9月 10月 11月 12月 2021年1月 2月 3月

